

# 目 次

令和5年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第2号	専決処分の承認を求めることについて
3	議案第3号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第4号	箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第5号	箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について
6	議案第6号	箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第7号	箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第8号	箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第9号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第10号	令和4年度箱根町一般会計補正予算(第8号)
11	議案第11号	令和4年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
12	議案第12号	令和4年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第3号)
13	議案第13号	令和4年度箱根町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
14	議案第14号	令和5年度箱根町一般会計予算
15	議案第15号	令和5年度箱根町国民健康保険特別会計予算

NO	議案番号	件名
16	議案第16号	令和5年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
17	議案第17号	令和5年度箱根町介護保険特別会計予算
18	議案第18号	令和5年度箱根町温泉財産区特別会計予算
19	議案第19号	令和5年度箱根町宮城野財産区特別会計予算
20	議案第20号	令和5年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
21	議案第21号	令和5年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
22	議案第22号	令和5年度箱根町温泉特別会計予算
23	議案第23号	令和5年度箱根町育英奨学金特別会計予算
24	議案第24号	令和5年度箱根町水道事業会計予算
25	議案第25号	令和5年度箱根町公共下水道事業会計予算

## 議案第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和 4 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）について

別紙、令和 4 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）のとおり

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

国の令和 4 年度第 2 次補正予算にて創設された出産・子育て応援交付金に関連する経費について、既定予算を補正する必要が生じたことから、令和 4 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



専 決 処 分 書

令和 4 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 1 月 17 日

箱根町長 勝 俣 浩 行



## 令和 4 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）

令和 4 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,953 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,409,386 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		617,335	4,618	621,953
	10 国庫補助金	375,229	4,618	379,847
50 県支出金		406,614	1,154	407,768
	10 県補助金	209,224	1,154	210,378
65 繰入金		502,104	1,181	503,285
	05 基金繰入金	502,104	1,181	503,285
歳 入	合 計	11,402,433	6,953	11,409,386



( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		1,856,469	6,953	1,863,422
	10 児童福祉費	627,878	6,953	634,831
歳出	合計	11,402,433	6,953	11,409,386

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	子育て世代包括支援事業	3,074千円



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	617,335	4,618	621,953
50 県支出金	406,614	1,154	407,768
65 繰入金	502,104	1,181	503,285
歳入合計	11,402,433	6,953	11,409,386

## 2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫補助金	145,484	4,618	150,102
計	375,229	4,618	379,847

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	30,909	1,154	32,063
計	209,224	1,154	210,378

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	495,240	1,181	496,421
計	502,104	1,181	503,285

## 3 歳出

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 児童福祉総務費	142,501	6,953	149,454	5,772	0	0	1,181
計	627,878	6,953	634,831	5,772	0	0	1,181

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 民生費	1,856,469	6,953	1,863,422	5,772	0	0	1,181
歳出合計	11,402,433	6,953	11,409,386	5,772	0	0	1,181

節		説明	
区分	金額		
15 児童福祉費国庫補助金	4,618	45 出産・子育て応援交付金	4,618

10 児童福祉費県補助金	1,154	55 出産・子育て応援事業県補助金	1,154
--------------	-------	-------------------	-------

05 財政調整基金繰入金	1,181	05 財政調整基金繰入金追加	1,181
--------------	-------	----------------	-------

節		説明	
区分	金額		
7 報償費	1,328	05-18-01 子育て世代包括支援事業追加……………	6,953
10 需用費	15	07-01 報償費追加	1,328
11 役務費	10	10-01 消耗品費追加	15
18 負担金補助及び交付金	5,600	11-01 役務費	10
		18-91 交付金	5,600



## 議案第 2 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和 4 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、令和 4 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおりに

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

環境センターのごみ焼却施設故障に伴う補修費用について、既定予算を補正する必要が生じたことから、令和 4 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。





専 決 処 分 書

令和 4 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 2 月 6 日

箱根町長 勝 俣 浩 行



## 令和 4 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 4 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,457,386 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		503,285	48,000	551,285
	05 基金繰入金	503,285	48,000	551,285
歳入合計		11,409,386	48,000	11,457,386

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
20 衛生費		1,282,576	48,000	1,330,576
	10 清掃費	854,795	48,000	902,795
歳出	合計	11,409,386	48,000	11,457,386

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	503,285	48,000	551,285
歳入合計	11,409,386	48,000	11,457,386

## 2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	496,421	48,000	544,421
計	503,285	48,000	551,285

## 3 歳出

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 ごみ処理費	632,659	48,000	680,659	0	0	0	48,000
計	854,795	48,000	902,795	0	0	0	48,000

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 衛生費	1,282,576	48,000	1,330,576	0	0	0	48,000
歳出合計	11,409,386	48,000	11,457,386	0	0	0	48,000

節		説明	
区分	金額		
05 財政調整基金繰入金	48,000	05 財政調整基金繰入金追加	48,000

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	48,000	05-02-01 清掃第1プラント施設維持管理事業追加……………	48,000
		14-01 工事請負費追加	48,000





議案第 3 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

職員の町内居住の促進を図ることを目的に、町内居住者に対する住居手当の優遇措置を拡充するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出しようとするものである。



## 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 3 項中「3,000 円」を「10,000 円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 4 号

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

監査委員の報酬額及び支給方法を改定するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

監査委員		同	10,000円	を
固定資産評価審査委員会委員		同	8,000円	

  

監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額	40,000円	に
	議員のうちから選任された者	同	30,000円	
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,000円	

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。





議案第 5 号

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）が令和 4 年 6 月 22 日に公布され、同法の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部を改正する規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例

(箱根町立宮城野保育園条例の一部改正)

第1条 箱根町立宮城野保育園条例(昭和32年箱根町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第2項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(箱根町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 箱根町子ども・子育て会議条例(平成25年箱根町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 箱根町幼保連携型認定こども園条例(平成26年箱根町条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(箱根町立幼稚園保育料条例の一部改正)

第4条 箱根町立幼稚園保育料条例(昭和33年箱根町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第 6 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同

条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、「含む。）」と」の次に「、同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とを加える。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

附則第 4 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行する。



議案第 7 号

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年箱根町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用

乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



議案第 9 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 23 号)及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 24 号)が令和 5 年 2 月 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 12 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 15 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する納期により難い保険料の納付義務者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該保険料の納付義務者に対し、その納期を通知しなければならない。

第 17 条の 4 第 1 項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 17 条の 6 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る箱根町国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 13 条の 6 の 12 及び第 17 条の 4 の規定は、令和 5 年度分以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第10号

令和4年度箱根町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度箱根町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,701千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,520,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年2月21日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 法人事業税交付金		25,000	40,000	65,000
	05 法人事業税交付金	25,000	40,000	65,000
45 国庫支出金		621,953	7,006	628,959
	05 国庫負担金	238,880	2,444	241,324
	10 国庫補助金	379,847	4,562	384,409
50 県支出金		407,768	751	408,519
	05 県負担金	140,994	534	141,528
	10 県補助金	210,378	217	210,595
60 寄付金		1,507,294	53,000	1,560,294
	05 寄付金	1,507,294	53,000	1,560,294
65 繰入金		551,285	△38,056	513,229
	05 基金繰入金	551,285	△38,056	513,229
歳 入 合 計		11,457,386	62,701	11,520,087

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		3,349,628	60,612	3,410,240
	05 総務管理費	3,099,966	60,612	3,160,578
15 民生費		1,863,422	1,800	1,865,222
	05 社会福祉費	1,228,035	1,800	1,229,835
20 衛生費		1,330,576	289	1,330,865
	15 公衆衛生費	246	289	535
歳出	合計	11,457,386	62,701	11,520,087

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理広域化推進事業	3,619千円
40 消防費	05 消防費	消防車両整備事業	6,376千円





# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 法人事業税交付金	25,000	40,000	65,000
45 国庫支出金	621,953	7,006	628,959
50 県支出金	407,768	751	408,519
60 寄付金	1,507,294	53,000	1,560,294
65 繰入金	551,285	△38,056	513,229
歳入合計	11,457,386	62,701	11,520,087

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	3,349,628	60,612	3,410,240	0	0	51,500	9,112
15 民生費	1,863,422	1,800	1,865,222	2,000	0	0	△200
20 衛生費	1,330,576	289	1,330,865	743	0	0	△454
30 観光費	1,027,214		1,027,214	2,569	0	1,500	△4,069
45 教育費	998,701		998,701	1,000	0	0	△1,000
歳出合計	11,457,386	62,701	11,520,087	6,312	0	53,000	3,389

## 2 歳入

### (款) 18 法人事業税交付金

#### (項) 05 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
05 法人事業税交付金	25,000	40,000	65,000
計	25,000	40,000	65,000

### (款) 45 国庫支出金

#### (項) 05 国庫負担金

15 民生費国庫負担金	206,827	2,279	209,106
20 衛生費国庫負担金	31,542	122	31,664
45 教育費国庫負担金	511	43	554
計	238,880	2,444	241,324

### (款) 45 国庫支出金

#### (項) 10 国庫補助金

15 民生費国庫補助金	150,102	216	150,318
45 教育費国庫補助金	7,585	500	8,085
72 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	47,888	3,846	51,734
計	379,847	4,562	384,409

### (款) 50 県支出金

#### (項) 05 県負担金

15 民生費県負担金	139,379	452	139,831
20 衛生費県負担金	60	61	121
25 教育費県負担金	255	21	276
計	140,994	534	141,528

### (款) 50 県支出金

#### (項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	32,063	217	32,280
計	210,378	217	210,595

### (款) 60 寄付金

#### (項) 05 寄付金

35 ふるさと納税寄付金	1,500,000	50,000	1,550,000
50 企業版ふるさと納税寄付金	2,000	3,000	5,000
計	1,507,294	53,000	1,560,294

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 法人事業税交付金	40,000	05 法人事業税交付金追加	40,000

05 社会福祉費国庫負担金	900	25 障がい者自立支援医療費国庫負担金追加	900
06 社会福祉費国庫負担金過年度分	1,379	10 障がい者自立支援医療費国庫負担金過年度分	1,379
10 公衆衛生費国庫負担金	122	05 母子保健衛生費国庫負担金追加	122
11 幼稚園費国庫負担金過年度分	43	05 子どものための教育・保育給付交付金過年度分	43

15 児童福祉費国庫補助金	216	75 保育対策総合支援事業費国庫補助金追加	216
03 教育総務費国庫補助金	500	15 学校保健特別対策事業費国庫補助金	500
05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,846	05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	3,846

05 社会福祉費県負担金	450	35 障がい者自立支援医療費県負担金追加	450
11 児童福祉費県負担金過年度分	2	15 子育てのための施設等利用給付費県負担金過年度分	2
15 公衆衛生費県負担金	61	15 母子保健衛生費県負担金追加	61
06 幼稚園費県負担金過年度分	21	05 子どものための教育・保育給付費県負担金過年度分	21

10 児童福祉費県補助金	217	50 保育対策総合支援事業費県補助金追加	217

05 ふるさと納税寄付金	50,000	03 一般寄付金追加	50,000
05 企業版ふるさと納税寄付金	3,000	05 一般寄付金追加	3,000

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	544,421	△38,056	506,365
計	551,285	△38,056	513,229

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 財政調整基金繰入金	△38,056	05 財政調整基金繰入金更正減	△38,056

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 企画費	871,984	23,715	895,699	0	0	25,215	△1,500
70 諸費	20,201	10,612	30,813	0	0	0	10,612
75 財政調整基金費	924,115	26,285	950,400	0	0	26,285	0
計	3,099,966	60,612	3,160,578	0	0	51,500	9,112

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

10 心身障がい者福祉費	314,513	1,800	316,313	1,350	0	0	450
計	1,228,035	1,800	1,229,835	1,350	0	0	450

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

10 認定こども園費	268,739	0	268,739	650	0	0	△650
計	634,831	0	634,831	650	0	0	△650

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

10 予防費	129,590	0	129,590	560	0	0	△560
計	427,535	0	427,535	560	0	0	△560

(款) 20 衛生費

(項) 15 公衆衛生費

05 母子保健指導費	246	289	535	183	0	0	106
計	246	289	535	183	0	0	106



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	4,980	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加	23,715
13 使用料及び 賃借料	18,735	12-01 委託料追加	4,980
		13-01 使用料及び賃借料追加	18,735
		05-32-01 住みたいまち箱根推進事業追加	財源内訳更正
22 償還金 利子及び 割引料	10,612	01-05-01 経常経費追加 (償還金利子及び割引料)	10,612
		22-02 過年度過誤納還付金追加	10,612
24 積立金	26,285	01-05-01 経常経費追加 (積立金)	26,285
		24-51 財政調整基金積立金追加	26,285

19 扶助費	1,800	01-05-01 心身障がい者福祉経常経費追加 (扶助費)	1,800
		19-63 自立支援医療費扶助費追加	1,800

		財源振替	
		05-01-01 認定こども園整備事業	財源内訳更正

		財源振替	
		05-10-01 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業	財源内訳更正

19 扶助費	289	01-05-01 経常経費追加 (扶助費)	289
		19-51 未熟児等養育医療費追加	289

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 観光振興費	187,729	0	187,729	2,569	0	1,500	△4,069
計	1,027,214	0	1,027,214	2,569	0	1,500	△4,069

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

10 事務局費	261,724	0	261,724	1,000	0	0	△1,000
計	263,976	0	263,976	1,000	0	0	△1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源振替
		01-05-01 観光振興経常経費…………… 財源内訳更正
		05-03-01 誘客宣伝事業…………… 財源内訳更正
		05-09-01 観光情報推進事業…………… 財源内訳更正

		財源振替
		05-26-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業…………… 財源内訳更正



議案第 11 号

令和 4 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,303,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料		207,835	△1,355	206,480
	05 国民健康保険料	207,835	△1,355	206,480
25 県支出金		910,454	6,355	916,809
	05 県補助金	910,454	6,355	916,809
歳 入 合 計		1,298,000	5,000	1,303,000

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		883,593	5,000	888,593
	10 高額療養費	112,829	5,000	117,829
歳出	合計	1,298,000	5,000	1,303,000

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料	207,835	△1,355	206,480
25 県支出金	910,454	6,355	916,809
歳入合計	1,298,000	5,000	1,303,000



(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	883,593	5,000	888,593	5,000	0	0	0
18 国民健康保険 事業費納付金	327,825		327,825	1,355	0	0	△1,355
歳出合計	1,298,000	5,000	1,303,000	6,355	0	0	△1,355

2 歳入

(款) 05 国民健康保険料

(項) 05 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 一般被保険者国民健康保険料	207,762	△1,355	206,407
計	207,835	△1,355	206,480

(款) 25 県支出金

(項) 05 県補助金

15 保険給付費等交付金	910,454	6,355	916,809
計	910,454	6,355	916,809

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 医療給付費現年度分	△873	01 医療給付費現年度分更正減	△873
06 後期高齢者支援金現年度分	△263	01 後期高齢者支援金現年度分更正減	△263
07 介護納付金現年度分	△219	01 介護納付金現年度分更正減	△219

05 保険給付費等交付金	6,355	05 普通交付金追加	5,000
		10 特別交付金追加	1,355

3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 10 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 一般被保険者高額療養費	112,764	5,000	117,764	5,000	0	0	0
計	112,829	5,000	117,829	5,000	0	0	0

(款) 18 国民健康保険事業費納付金

(項) 05 国民健康保険事業費納付金

05 医療給付費	212,806	0	212,806	881	0	0	△881
10 後期高齢者支援金	81,167	0	81,167	339	0	0	△339
15 介護納付金	33,852	0	33,852	135	0	0	△135
計	327,825	0	327,825	1,355	0	0	△1,355

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	5,000	01-05-01 一般被保険者高額療養費追加…………… 5,000 (負担金補助及び交付金) 18-02 高額療養費追加 5,000

		財源振替
		01-05-01 一般被保険者医療給付費…………… 財源内訳更正
		財源振替
		01-05-01 一般被保険者後期高齢者支援金…………… 財源内訳更正
		財源振替
		01-05-01 介護納付金…………… 財源内訳更正



議案第 12 号

令和 4 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,269 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,395,973 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 介護保険料		301,787	△261	301,526
	05 介護保険料	301,787	△261	301,526
15 国庫支出金		286,412	261	286,673
	10 国庫補助金	72,807	261	73,068
50 繰越金		18,979	5,269	24,248
	05 繰越金	18,979	5,269	24,248
歳 入 合 計		1,390,704	5,269	1,395,973



( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
20 基金積立金		14,731	5,269	20,000
	05 基金積立金	14,731	5,269	20,000
歳出	合計	1,390,704	5,269	1,395,973

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 介護保険料	301,787	△261	301,526
15 国庫支出金	286,412	261	286,673
50 繰越金	18,979	5,269	24,248
歳入合計	1,390,704	5,269	1,395,973

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	1,254,000		1,254,000	261	0	△261	0
20 基金積立金	14,731	5,269	20,000	0	0	0	5,269
歳出合計	1,390,704	5,269	1,395,973	261	0	△261	5,269

2 歳入

(款) 05 介護保険料

(項) 05 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 第1号被保険者保険料	301,787	△261	301,526
計	301,787	△261	301,526

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

50 介護保険特別調整交付金	0	261	261
計	72,807	261	73,068

(款) 50 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	18,979	5,269	24,248
計	18,979	5,269	24,248

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 特別徴収現年度分	△261	01 特別徴収現年度分更正減	△261

05 現年度分	261	05 介護保険特別調整交付金	261

05 前年度繰越金	5,269	05 前年度繰越金追加	5,269

3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 05 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 介護サービス等給付費	1,253,220	0	1,253,220	261	0	△261	0
計	1,254,000	0	1,254,000	261	0	△261	0

(款) 20 基金積立金

(項) 05 基金積立金

05 介護保険給付費支払基金積立金	14,731	5,269	20,000	0	0	0	5,269
計	14,731	5,269	20,000	0	0	0	5,269

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源振替
		01-05-02 介護サービス等給付費…………… 財源内訳更正

24 積立金	5,269	01-05-01 介護保険給付費支払基金積立金追加…………… 5,269 (積立金)
		24-51 介護保険給付費支払基金積立金追加 5,269





議案第13号

令和4年度 箱根町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度箱根町公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度箱根町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
ア管路施設建設改良費	85,599 千円	8,900 千円	94,499 千円
イ処理場建設改良費	66,090 千円	30,300 千円	96,390 千円
ウポンプ場建設改良費	429,310 千円	△159,390 千円	269,920 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する289,600千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する295,270千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,187千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,061千円」に、「当年度分損益勘定留保資金218,383千円」を「当年度分損益勘定留保資金226,179千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	資本的収入	982,600 千円	△125,860 千円	856,740 千円
第1項	企業債	590,900 千円	△60,900 千円	530,000 千円
第3項	国庫補助金	268,135 千円	△64,960 千円	203,175 千円
支 出				
第1款	資本的支出	1,272,200 千円	△120,190 千円	1,152,010 千円
第1項	建設改良費	909,706 千円	△120,190 千円	789,516 千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業	千円 277,700	証書借入または、証券発行  事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者との融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	千円 216,800			補正前に同じ

令和5年2月21日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



# 令和4年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

## 資本的收入及び支出

### 収 入

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本的收入		982,600	△ 125,860	856,740
	1	企業債	590,900	△ 60,900	530,000
		1 建設改良債	590,900	△ 60,900	530,000
	2	他会計補助金	123,435		123,435
		1 他会計補助金	123,435		123,435
	3	国庫補助金	268,135	△ 64,960	203,175
		1 国庫補助金	268,135	△ 64,960	203,175
	4	長期貸付金返還金	130		130
		1 排水設備設置等 貸付金収入	130		130
	(当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額)		48,187	△ 2,126	46,061
	(過年度分損益勘定留保資金)		23,030		23,030
	(当年度分損益勘定留保資金)		218,383	7,796	226,179
	資本の支出財源計		1,272,200	△ 120,190	1,152,010

### 支 出

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の支出		1,272,200	△ 120,190	1,152,010
	1	建設改良費	909,706	△ 120,190	789,516
		1 管路施設建設改良費	85,599	8,900	94,499
		2 処理場建設改良費	66,090	30,300	96,390
		3 ポンプ場建設改良費	429,310	△ 159,390	269,920
		4 流域下水道建設負担金	328,707		328,707
	2	企業債償還金	360,694		360,694
		1 企業債償還金	360,694		360,694
	3	長期貸付金	800		800
		1 排水設備設置等貸付金	800		800
	4	予備費	1,000		1,000
		1 予備費	1,000		1,000

備	考

備	考
管路施設の建設改良に係る工事費の追加	
処理場施設の建設改良費の追加	
ポンプ場施設の建設改良費の減	

令和4年度 箱根町公共下水道事業  
 予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	(単位：千円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 20,046
減価償却費	643,401
資産減耗費	6,876
長期前受金戻入	△ 420,615
未収金の増減	△ 7,957
貸倒引当金の増減	882
未払金の増減	△ 334,000
賞与引当金の増減	△ 878
支払利息	58,631
小計	△ 73,706
支払利息	△ 58,631
<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 132,337</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 420,629
無形固定資産の取得による支出	△ 298,825
国庫補助金等による収入	187,335
一般会計からの補助金による収入	125,275
貸付金の支出	△ 800
貸付金の回収による収入	130
<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 407,514</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の収入	529,100
企業債償還の支出	△ 360,694
<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>168,406</u>
<u>資金増加額 (又は減少額)</u>	<u>△ 371,445</u>
<u>資金期首残高</u>	<u>463,002</u>
<u>資金期末残高</u>	<u>91,557</u>

# 令和4年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

	資 産 の 部		
<b>1 固定資産</b>			
(1) 有形固定資産			
ア 土地		2,543,275	
イ 建物	1,205,383		
減価償却累計額	<u>△ 241,844</u>	963,539	
ウ 構築物	9,696,712		
減価償却累計額	<u>△ 2,093,426</u>	7,603,286	
エ 機械及び装置	3,720,579		
減価償却累計額	<u>△ 1,296,895</u>	2,423,684	
オ 工具器具及び備品	1,511		
減価償却累計額	<u>△ 901</u>	610	
カ 建設仮勘定		<u>88,869</u>	
有形固定資産合計			13,623,263
(2) 無形固定資産			
ア 電話加入権		1,371	
イ 建設仮勘定		1,801,089	
ウ その他無形固定資産		<u>172,816</u>	
無形固定資産合計			1,975,276
(3) 投資その他の資産			
ア 長期貸付金		<u>1,055</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,055</u>
固定資産合計			15,599,594
<b>2 流動資産</b>			
(1) 現金預金			91,557
(2) 未収金			
ア 営業未収金	123,207		
イ 営業外未収金	20,881		
ウ その他の未収金	10		
貸倒引当金	<u>3,221</u>	140,877	
流動資産合計			<u>232,434</u>
資産合計			<u><u>15,832,028</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			<u>5,161,256</u>	
固定負債合計				5,161,256

4 流動負債

(1) 企業債			371,169	
(2) 未払金			64,778	
(3) 引当金			6,597	
(4) 預り金			<u>530</u>	
流動負債合計				443,074

5 繰延収益

(1) 長期前受金				
ア 国庫補助金	5,106,596			
収益化累計額	$\Delta$ 1,166,691	3,939,905		
イ 県補助金	797,678			
収益化累計額	<u><math>\Delta</math> 236,579</u>	561,099		
ウ 他会計補助金	1,113,630			
収益化累計額	<u><math>\Delta</math> 377,130</u>	736,500		
エ 受贈財産評価額	2,878,320			
収益化累計額	<u><math>\Delta</math> 697,647</u>	2,180,673		
長期前受金合計			<u>7,418,177</u>	
繰延収益合計				<u>7,418,177</u>
負債合計				<u><u>13,022,507</u></u>



資 本 の 部

6 資 本 金		686,123	
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国 庫 補 助 金	13,055		
イ 県 補 助 金	594		
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686		
エ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 建 設 改 良 積 立 金	16,135		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>45,776</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>61,911</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,123,398</u>
資 本 合 計			<u>2,809,521</u>
負 債 資 本 合 計			<u>15,832,028</u>

